

令和 6 年 2 月 6 日

目次

審議の都合上、議題の順番を入れ替えて進行了しました。

※ **Ctrlキーを押しながら目次をクリックすると該当箇所を表示します。**

開会	1
(1) (公財) 大阪国際平和センターの令和 5 年度経営評価 (対象事業活動の実績) について	1
(2) (株) 大阪水道総合サービスの令和 5 年度経営評価 (対象事業活動の実績) について	10
(4) (株) 大阪水道総合サービスの中期目標の期間の終了時の検討について	15
(3) 大阪市住宅供給公社の令和 5 年度経営評価 (対象事業活動の実績) について	26
(5) 大阪市住宅供給公社の中期目標の期間の終了時の検討について	31

開会

開会 午前10時

【上塚法人担当課長】 定刻になりましたので、第215回大阪市外郭団体評価委員会を始めさせていただきます。

私は、本委員会の事務局を務めております総務局行政部法人担当課長の上塚でございます。

それでは、議題に入りたいと思いますので、以後の議事進行について、堀野委員長にお願いいたします。

堀野委員長、よろしくお願いいたします。

【堀野委員長】 本日は、委員全員にご出席いただいております、大阪市外郭団体評価委員会規則第 6 条第 2 項により、会議が有効に成立しております。

本日の議題については、全て公開で行います。

(1) (公財) 大阪国際平和センターの令和 5 年度経営評価 (対象事業活動の実績) について

【堀野委員長】 それでは、最初の議題について、事務局からご説明をお願いいたします

す。

【上塚法人担当課長】 ご説明いたします。

教育委員会事務局において所管する外郭団体である公益財団法人大阪国際平和センターの令和5年度経営評価（対象事業活動の実績）について、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例第7条第4項の規定に基づき諮問いたします。

内容につきましては、所管所属からご説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【堀野委員長】 それでは、所管所属からご説明をお願いいたします。

【教育委員会事務局】 教育委員会事務局生涯学習部長の飯田でございます。

大阪国際平和センターの令和5年度事業経営評価につきまして、まず、中期目標の概要についてご説明をいたします。

諮問書1ページの上段の中期目標の欄をご覧ください。

中期目標につきましては、中立的に事業を行うとともに、「大阪中心」・「子ども目線」で「平和を自分自身の課題として考えられる」ような展示を行うことによりまして、大阪市内に居住する小中学生をはじめとする多くの市民に戦争の悲惨さや平和の尊さを伝え、平和を願う豊かな心を育むこととしております。

中期目標期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日の5年間となっております、期間終了時におきまして、大阪市内に居住する小中学生をはじめとする多くの市民に、中期目標で定める豊かな心を育む機会が提供されている状態の実現を目的としているところでございます。

以下の総合的な評価につきましては、まず、個々の取組を先にご説明させていただいた後に、各取組の評価を踏まえて、総合的な評価についてご説明させていただきます。

なお、令和5年度は中期計画の最終年度の前年度となりますことから、中期目標期間を通じた評価についても併せて行っております。時間の都合がございますので、要約した説明となりますことにつきまして、ご了承いただければと存じます。

それでは、3ページ、取組の1でございます。最上段の中期計画の欄をご覧ください。

中期計画におきまして、小中学校の来館率を高めていくとされております。

上から2段目の年度計画達成状況の欄をご覧ください。

実績といたしまして、小中学校の校長会等で30回PRを行い、延べ5日間の教員初任者研修を誘致することができました。その結果としまして、指標Ⅰ、大阪市立小学校全校に

対する来館率が87.9%、指標Ⅱ、大阪市立中学校全校に対する来館率が24.4%となりまして、それぞれ目標を達成することができました。

上から3段目の外郭団体の自己評価の欄をご覧ください。

次年度以降も入館人数の制限、調整を行うとともに、雨天時や寒い時期などの昼食場所の提供なども含めて、引き続き丁寧な対応を行っていくとされているところでございます。

最下段の市の審査の欄をご覧ください。

本市としまして、以上の団体の自己評価は妥当と考えます。最終年度である来年度の目標が達成できるよう、小中学校等へのPRの強化を求めていると考えております。

次に、4ページでは中期目標期間を通じた評価を行っております。

最上段の中期計画達成状況の欄をご覧ください。

指標Ⅰ、指標Ⅱともに、令和2年から令和5年までの実績値は全て目標を上回ることができ、令和6年の最終目標に対しても、小学校では既に達成、中学校でもあと僅かというところまで来ているところでございます。

上から2段目の外郭団体の自己評価の欄をご覧ください。

団体の自己評価としまして、各年度適切な感染防止対策を講じ、教育活動の制限状況に応じた様々な対応をとりつつ、必要な来館PRを行ったことで、全て目標を上回ることができたとされています。

最下段の市の審査の欄をご覧ください。

本市としまして、各年度実績値は目標値を超えており、団体の自己評価は妥当と考えております。継続して取組の推進を求めていると考えているところでございます。

次に、5ページ、取組2でございます。

最上段の中期計画の欄をご覧ください。

最上段の中期計画におきまして、来館した小学校に対してアンケート調査において、「役立った」と回答した割合を85%で計画期間中維持するように努めるとされております。

上から2段目の年度計画達成状況の欄をご覧ください。

実績といたしまして、ホームページのリニューアルを行い、また、戦争体験者の証言DVDを完成させて、館内上映や資料の貸出しを行っております。さらに、老朽化した屋根や外壁等の改修を行い、施設の快適性を高めました。そうしたことによりまして、実績値は96.4%となり、目標である85%を大きく上回ることができました。

上から3段目の外郭団体の自己評価の欄をご覧ください。

団体の自己評価としましては、次年度以降についても引き続き学校のニーズを把握し、改善を図り、平和学習の効果や満足度を高めるとされております。

最下段の市の審査の欄をご覧ください。

本市としまして、以上の団体の自己評価は妥当と考えております。引き続き、学習効果、満足度を高めるための環境づくりや、小中学校のニーズの把握に努めるよう求めています。

次に、6 ページでは中期目標期間を通じた評価を行っております。

最上段の中期計画達成状況の欄をご覧ください。

当初に設定いたしました平和学習到達度の85%の維持について、全ての年度で達成することができました。

上から2段目の外郭団体の自己評価の欄をご覧ください。

団体の自己評価としましては、小中学校にとって学習効果・満足度を高めるための環境づくりができた結果、高い評価を得たとされております。

最下段の市の審査の欄をご覧ください。

本市としまして、各年度実績値は目標値を超えており、団体の自己評価は妥当と考えます。最終年度である来年度も目標が達成できるよう、継続して取組の推進を求めています。

続きまして、7 ページ、取組の3でございます。

最上段の中期計画の欄でございますが、この欄におきまして、企画事業の参加者に対しアンケート調査を実施し、「とてもよかった」、「よかった」と回答した割合を75%で計画期間中維持するよう努めていくとされております。

上から2段目の年度計画達成状況の欄をご覧ください。

実績としまして、平和祈念事業を3回、他館等と連携した特別展示を4回実施しました。それらによりまして、実績値は90.2%となり、目標である75%を大きく上回ることができました。

上から3段目の外郭団体の自己評価の欄をご覧ください。

団体の自己評価としましては、平和祈念事業を3回、特別展を4回実施し、アンケートでは高評価を受けた。一層魅力ある平和祈念事業等の開催に努め、平和の情報発信を行っていくとされています。

最下段の市の審査の欄をご覧ください。

本市としましては、以上の団体の自己評価は妥当と考えております。最終年度であります来年度の目標も達成できるよう、引き続き高い満足度の事業を実施していくように求めていますと考えております。

次に、8 ページでは中期目標期間を通じた評価を行っております。

最上段の中期計画達成状況の欄をご覧ください。

毎年度、年4回、平和祈念事業を実施するとともに、昨年度は8月が台風で1回中止になっておりますけれども、それ以外、基本的には年4回の平和祈念事業を実施するとともに、年間4回程度他館等とも連携した特別展示を行い、その情報発信に努めた結果、令和2年度から令和5年度までの実績値は全て目標を達成することができております。

上から2段目の外郭団体の自己評価の欄をご覧ください。

団体の自己評価としましては、今後も引き続き魅力ある事業を企画し、平和への情報発信に努めていくとされております。

最下段の市の審査の欄をご覧ください。

本市としましては、以上の団体の自己評価は妥当と考えます。次年度につきましても最終年度の目標が達成できるよう、継続して取組の推進を求めていますと考えております。

最後に、以上ご説明しました各取組の評価を踏まえた総合的な評価につきましてご説明いたします。

1 ページの様式1の2段目をご覧ください。

団体の自己評価としましては、最終目標達成の見込みはア「順調」とされているところでございます。本市の総合的な評価としましては、年度目標を達成し、戦争の悲惨さや平和の尊さを伝え、平和を願う豊かな心を育む機会を提供することに大きく貢献しているものと評価しております。

2 ページの方では、中期目標期間を通じた評価を行っております。

団体の自己評価としまして、各年度に定めた指標・目標をほぼクリアできたことは、職員一丸となって戦争の悲惨さや平和の尊さを次世代に伝えていくための取組を着実に進めた結果であるとされており、本市といたしましては、新型コロナウイルス感染症の流行という予期し難い原因により、当初の中期目標の目標値を変更したものの、全ての指標の目標値を全ての年度において達成したことは評価できるものであり、最終目標年度に向けて努力していただきたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【堀野委員長】 ありがとうございました。

それでは、委員の皆様方からご意見、ご質問があればお願いいたします。

【上崎委員】 今日は同じような観点から何回か発言をさせていただくことになるかと思ひます。今お話しさせていただくことは、所管所属に対することというよりは、事務局の方で改めて検討をお願いしたいような内容となります。

まずご覧いただきたいのが1ページ目の中期目標の(3)のところでした、違和感を感じたのが中期目標の(3)の一番最後、平和を願う豊かな心を育む機会が提供されている状態ということで、状態という形で表現されるのは望ましいのかなと思ひます。政策とか事業とかは、社会をよりよい状態に向けて変えていくために取り組まれるものなので、何とかの状態というふうに表現されるのは適切なのかなと思ひます。ただ、今申し上げたように、変えるべきは社会の状態を変えるために事業とか政策に取り組まれるので、このテーマとかであれば、(1)のところにも書いてありますように、小中学生にこういうふうになってほしいということで、小学生とか中学生を主語にしたような文章、外郭団体がこんなことをやりますよというのではなくて、小学生にこうなってほしいとか、中学生にこうなってほしいというふうな、そういう表現に変える方向で検討して、ここから中期目標を変えるわけではないんですけれども、中期目標をほかの団体についても変更される際にそういうことも検討していただければいいかなと思ひます。

そういうふうな観点に立ちますと、取組の2とか3はアンケートとかを実施されていて、実際に役に立ったのかどうか、あるいは教育につながったのかどうかということで調査をされていますので、これはそういう観点からしても望ましいような評価のされ方かなと思ひますけれども、ただ、取組の1に関しては、何回来てもらいましたとか、呼びかけを何回やりましたとか、多分そんな感じのものでありますので、それよりは小学生、中学生に対して実際にアンケートなどをしていただいて、実際に平和に関する関心とか興味が高まったのかどうかというところを最終的に評価していただくのがいいのかなと思ひますので、参考にさせていただければと思ひます。

【堀野委員長】 もしコメントがあれば。

【教育委員会事務局】 ありがとうございます。成果指標的なところをもっときっちりと表すようにというご指摘かというふうに受け止めました。

取組の1も取組2、3につなげていくに当たって、まずは来てもらって勉強してもらいたいというところがありましたので、こういう目標設定をさせていただいたところですね

れども、これまで非常に高い割合でも移行してきているというところもありますので、ご指摘を踏まえて、また次の中期計画のときには検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

【上崎委員】 よろしく願いいたします。ありがとうございます。

【堀野委員長】 ほかに委員の皆様方から。

【小林委員】 委員の小林です。よろしく願いいたします。

1点教えていただきたいんですけれども、来館率の数え方なんですけれども、例えば小学校であれば、学年、5年生全体で来られるとか、そういったことが多いかと思うんですけれども、例えば中学校になりますと、グループ学習であったりとかそういったことで、クラスの一部であったり、そういった10人程度で来られるというようなことも考えられるかと思うんですけれども、そういうグループ学習で1グループ来られたということであれば、その学校が来られたというふうに数えられているのでしょうか。

【教育委員会事務局】 ご指摘のとおりでございまして、1グループ、1学年1クラス、そういう単位はとっておらずに、その学校が来たら1というふうにカウントさせていただいているところです。

【小林委員】 ありがとうございます。では、例えば中学校の中学生全体の人数を母数にして、何%生徒さんが来られたと、そういうふうなカウントはされているのでしょうか。

【教育委員会事務局】 団体が中学生の人数は把握できていると思うんですけれども、こちらで把握している限りでは、個別の数字というところでは把握ができていなくて、まとめて小学生、中学生、無料の人たちが何人来たというような形での捉え方でしかないです。

【小林委員】 ありがとうございます。やはり、何人来られた、生徒さんのどれぐらいの割合がその平和学習をされたというのも成果の1つかと思いますので、今後はそういう指標も取られたらどうかなという感想を持ちました。

それから、ここから先は感想になるんですけれども、グループ学習とかそういったことになってきますと、来館するということも大事なのかもしれませんけれども、こういったDVDの貸出しであるとか、今のお子さん、皆さんデジタルコンテンツに慣れておられるというところもありますので、そういった取組もDVD等の貸出しということで大変いい取組かなと思いましたので、進めていかれたらどうかなと感想を持ちました。

以上でございます。

【佐藤委員】 委員の佐藤です。よろしくお願いいたします。

コロナの時期に計画を下げられていると思いますが、その前の段階では、令和5年度はどれくらいの目標値を当初は立てられていたのかということをそれぞれの取組で教えていただければありがたいです。

【教育委員会事務局】 まず来館率は、令和6年と一緒の85%をずっと、令和2年から令和6年まで85%で当初はお願いしています。そして、続いて中学校は25%、令和2年から25%ということでした。あとの分は変わらず、平和学習到達度については85%、あともう1つの来館者満足度についても75%ということで、ずっと同じ数字で設定をしていました。

【佐藤委員】 ありがとうございます。それでは、コロナの前に戻ってきたということで判断したらよろしいでしょうか。

【教育委員会事務局】 はい。

【佐藤委員】 ありがとうございます。

【村田委員】 委員の村田です。よろしくお願いします。

評価自体、特に意見はございませんけれども、1点参考までに教えていただきたいんですけども、取組3ですけれども、こちらも小中学生相手のアンケートということでよろしいのでしょうか。

【教育委員会事務局】 取組3の来館者の満足度なんですけれども、これは年4回実施しております企画事業の際の参加者ということになりますので、基本的には大人の方が中心になっております。中にある程度お子さんもいらっしゃる可能性はありますけれども、基本的には大人というふうに捉えていただけたらと思います。

【村田委員】 分かりました。

あと、令和2年の実績値、満足度がちょっと低い状況と、あと令和3年から令和5年にかけて、ちょっとずつですけれども満足度が下がっているんですけども、その辺りの要因の分析はされていますでしょうか。

【教育委員会事務局】 ピースおおさかでいろいろと工夫を凝らした事業をやっていたいておりますので、事業のテーマであったり、形態であったりとかいうところで満足度が少し変わってくるということが毎回あります。基本的には、平和寄席とか、コンサートであるとか、そういった鑑賞する系のものは割合総じて満足度が高い傾向にありまして、非常にテーマを絞ったような講演会とかであれば多少落ちるというのが常の傾向でございます。

ますので、いろいろと工夫を凝らして、新しい取組といいますか、新しい切り口からのいろんな事業、今回で言うと、宗教改革を取り上げたりというところで、そういった新しい取組をすれば、少し満足度が若干下がるというような危険性はついて回るのかなということを考えております。

【村田委員】 ありがとうございます。

満足度が低い理由の記載とかもアンケートの中に入っているんでしょうか。

【教育委員会事務局】 自由記述欄はあったんですけども、今こちらで具体的などころは把握はできていないです。すいません。

【村田委員】 今後は、実績値が、満足度が高くなかった場合に、分析のときに必要だと思いますので、その辺りの自由記載欄を重視していただければいいかなと思います。

以上です。

【堀野委員長】 ほかはよろしいでしょうか。

それでは、委員の堀野から1点、最後の取組3について補足でお伺いしたいんですが、参加者に対するアンケートということで、参加者の数と、回答率はどのぐらいの割合なのか教えていただければと思います。

【教育委員会事務局】 これらの事業、基本的に講堂で行っておりまして、人数としては、定員自体は150、160ぐらいだったと思うんです。アンケートの回収の数につきましては100件前後で、大体アンケートの回収率が70%ぐらいになっております。

【堀野委員長】 ありがとうございます。大体、毎回70%ぐらいの回収率で、このような評価になっているということで。かなり限られた回収だと、この満足度が果たして適切に結果を反映しているのかというのが疑義があるかなと思ったところなので、回収率を確認させていただいたんですが、70%というのも微妙なラインなのかなというふうには思いますので、その辺りは回収率の向上とかについても併せて、満足度ということを指標にし続けるのであれば、その点も考えていく必要があるのかなというふうには思いました。こちらは意見になります。

それでは、ほかはよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【堀野委員長】 それでは、質疑応答については以上で終了といたします。

事業経営評価に対しての答申というところについては、どうでしょうか。評価としては問題がないということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【堀野委員長】 中期目標とかの今後の検討とかは、また新たに次の機会、次の年度とか、そういうところでの検討になるかと思うので、特段コメントとしてはよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【上塚法人担当課長】 ありがとうございます。

(2) (株)大阪水道総合サービスの令和5年度経営評価(対象事業活動の実績)について

【堀野委員長】 それでは、続いての議題について事務局からご説明をお願いいたします。

【上塚法人担当課長】 ご説明いたします。

水道局において所管する外郭団体である株式会社大阪水道総合サービスの令和5年度経営評価(対象事業活動の実績)について、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例第7条第4項の規定に基づき諮問いたします。

内容につきましては所管所属からご説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【堀野委員長】 それでは、所管所属からご説明をお願いいたします。

【水道局】 水道局企画課長の西原と申します。

では、私から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

資料の、まず1枚目が、株式会社大阪水道総合サービスの中期目標の期間を通じた事業経営評価となっております。

資料1ページの上段は、中期目標期間、今年3月31日までの4年間でございまして、それで、他の水道事業者から本市に対して支援の要請があった場合に、外郭団体を通じてその要請に応えることができる状態を目標として進めてまいりました。

下段の方は2事業の最終的な総合評価なので、最後に説明させていただきますので、次のページをご覧ください。

次のページが、2つの対象事業がございまして、そのうちの取組1、技術支援事業についての資料でございますので、説明させていただきます。

こちらの中期計画のところ、期間における具体的な取組といたしましては、当局が技術支援契約を締結している全ての水道事業者に対し、当局と連携しながら技術的な援助を行

うこととしておりまして、今回、中期計画の達成状況の枠のところで指標を設定いたしました。団体で取り組んでまいりましたが、指標Ⅰ、Ⅱとも期間を通じて、全部、指標の目標値については達成しております。

なお、指標Ⅰのところは変更前と変更後の２段書きとなっておりますけれども、令和４年度に当局が中期目標における指標・目標を改正しましたことから、団体側もこれに合わせまして中期計画の指標を変更しておりますので、このような２段書きとなっております。

変更後の指標Ⅰにつきましては、技術支援の業務の総業務量に対して、団体が実際に担う業務量の割合を増やしていくという方向性の下、他の水道事業者と締結した契約内容に基づきまして、業務量を人数換算で数値化しまして、人員数による目標管理に改正したものでございます。改正後も、令和４年度、５年度とも目標の指標は達成しております。

また、その下の指標Ⅱにつきましては、指標Ⅰで支援した業務量のうち、団体のプロパー社員が従事する業務量を指標としておりまして、こちらも５年度の目標については達成しております。

こうしたことから、団体の自己評価の枠のところでございますが、団体はＡの「指標全部達成」、それから中期計画の目標達成状況、アの「達成」としております。コメントにつきましては、期間中における人材確保やプロパー社員の育成について創意工夫を行ったことなどから、全ての指標の目標値を達成できたという点を評価するという自己評価が記載されております。

これを受けまして、下の市の審査のところの枠でございます。中期目標の達成状況、こちらはアの「達成」、それからまた、様式１の中期目標に対する取組の有効性もＡの「有効であった」にしております。

こちらの審査の結果、団体の自己評価に対する審査結果でございますが、目標値につきましては達成しており、人材確保や育成の部分について、団体の自己評価は妥当なものと言えるいたしました。

それから、中期目標達成の視点から見た審査結果ですが、中期計画の目標が全て達成した点や、指標・目標にはしていませんけれども、他の水道事業者に対して本市が行った満足度に関するアンケート調査においても高い評価を受けておりましたので、本市が中期目標で定めました、当該外郭団体を通じて他の水道事業者から技術的な援助の要請に応えるという目標は達成できたものと言えるというように評価をいたしました。

続きまして、次のページの３ページ目をご覧ください。

次のページが取組 2 の研修事業についての評価等でございます。こちらは、中期計画の期間における具体的な取組としまして、当局が協定を締結している全ての水道事業者に対し、当局と連携しながら人材の確保及び育成等の支援を行うということでございました。

その下の中期計画の達成状況でございますけれども、こちらも指標Ⅰ、Ⅱとも期間を通じて全部達成ということになっております。

こちらも指標Ⅰにつきましては、先ほどの技術支援事業と同様に、当局が中期目標における指標・目標を改正したことから、改正前のものと改正後の 2 段書きとしております。

改正後の指標Ⅰにつきましては、団体が実施する他都市向け研修の講座数としておりまして、令和 4 年度、5 年度とも目標を達成しております。

指標Ⅱにつきましては、指標Ⅰの講座のうち、団体のプロパー社員が実施した講座数を指標としておりまして、令和 4 年度、5 年度とも目標を達成しております。

これを受けて、団体の自己評価でございます。こちらも団体は指標の達成状況を A の「指標全部達成」、中期計画の目標達成状況、ア「達成」としております。コメントについては、期間中における人材確保やプロパー社員の育成について創意工夫を行ったことなどから、全ての指標の目標値を達成できた点を評価する旨、記載されております。

こちらを受けまして、市の審査でございます。中期計画の目標達成状況はアの「達成」、それから、様式 1、中期目標（3）に対する取組の有効性は A「有効だった」といたしました。

団体の自己評価に対する審査結果ですが、目標値については達成しており、これまでの人材確保や育成について、団体の自己評価が妥当なものと言えるといたしました。中期目標達成の視点から見た審査結果でございますが、中期計画の目標を全て達成した点や、指標にはしていませんでしたが、研修受講者に対して本市が行った満足度アンケートにおいても高い評価を受けておりましたので、本市が中期目標で定めました、当該外郭団体を通じて他の水道事業者からの技術的な援助の要請に応えるという目標は達成できたものとして評価しております。

最後に、1 ページに戻っていただきまして、1 ページ下段の方、こちらが中期目標の期間を通じた評価でございます。

団体の自己評価ですが、目標の達成状況はアの「達成」となっておりまして、総合的な評価につきましては、先ほど説明したものと重複していますが、技術支援事業及び研修事業ともに指標・目標を達成しており、それぞれに人材確保や教育の部分の取組を評価する

ような内容となっております。

その下の市の評価の欄でございますが、中期目標の期間を通じて全ての目標を達成し、また、満足度調査においても高い評価を得たことから、中期目標においてめざしていた、他の水道事業者から本市に対して支援要請があった場合に、団体を通じてその要請に応えることができる状態が実現できたと評価いたしました。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【堀野委員長】 ありがとうございました。

それでは、委員の皆様方からご意見、ご質問等があればお願いいたします。

【佐藤委員】 委員の佐藤です。よろしくお願いいたします。

今の取組の中で、技術支援と研修というところに目標を定められていらっしゃいますけれども、株式会社大阪水道総合サービスの事業規模、1つ売上げがあると思いますけど、その中で、その2つの事業はどれぐらいのパーセンテージを占めているか教えてください。

【水道局】 ご質問ありがとうございます。

株式会社総合サービスの会社全体の売上げが、令和4年度でございましたら17億5,000万円ほどでございまして、そのうち今回のこの対象事業2事業、こちらについての割合は、約4,000万円です。17億5,000万円ぐらいのうちの4,000万円ぐらいとなっております。

以上です。

【佐藤委員】 全体から占める割合であると、それほど大きくない事業を取組に指標で選ばれた一番初めの経緯を、今さらですけども教えていただけるとありがたいです。

【水道局】 広域連携・海外支援担当課長をしております石本と申します。

こちらの技術支援事業と研修事業という他都市向けの事業を選んだ理由でございまして、この事業、本来当局直営で局職員が実施しておりましたが、局の人員も少しずつ減ってまいりますし、ニーズに応じていくというか、ニーズは高まっていく、他都市も人員が減ってきて、なかなか苦しい状況になってきているというところで、ニーズが高まっているのに私たちだけでは手が足りないというところで、私たちと同等の技術力を持っている団体というところで、外郭団体といいますか、私たちの先輩の職員ですとか、他都市の水道局から来られた方とかも多く在籍している総合サービスと連携してやっていこうということにしたのですが、ただ、この事業が、収益はもともと目的とした事業ではございませんので、先ほどの売上高のお話もございましたが、民間企業ですので、総合サービスではもうけにならないというところがございまして、それをしっかり目標を立ててやっていただか

ないと他都市のニーズには応えていけないというところで、高いレベルでしっかりやっていただくという必要があるかなというところで、外郭団体として指定して、目標を立ててやっていただくというような形をとらせていただいたというところでございます。

【佐藤委員】 大阪市からすると、そういう他都市に対してサポートできる事業が、売上げの中では小さいけれども重要な事業というふうにご認識で、この2つを選んだということではよろしいでしょうか。

【水道局】 大阪市にとっては、大阪府、近畿圏を見ましても一番大きい水道事業体でございまして、水道法の趣旨にのっとりまして、地域の中核となる事業体とその周辺の中小の事業体の人材育成であったり技術力の向上をサポートして行ってほしいというような、それが求められているような趣旨がございましたので、それを大阪市としては社会的責任の一環としてやっていかなければならないというところなのですが、水道局だけでは人員が不足するところがありますので、民間企業ではございますが、総合サービスを活用することにして、総合サービスからすると、民間企業でなかなかもうけにならないところではあるけれども、しっかりやっていただくという趣旨で外郭指定してやらせていただいたというところでございます。

【佐藤委員】 ありがとうございます。

【堀野委員長】 ほかはいかがでしょうか。特にはよろしいでしょうか。

それでは、委員の堀野から、今の点について補足して伺いたいんですけれども、この支援契約というのは、他都市から直接この水道総合サービスが受託をするという分類になるのか、それとも大阪市からさらに受託を受けるという、そういうことになるのか。主要事業としては、他都市からの受託事業と本市からの受託事業と自主事業という3つの大きな柱があるというふうにご報告いただいているので、その中でどういう位置づけになるのか教えていただければと思います。

【水道局】 技術支援事業につきましては、大阪市水道局が受託をいたしまして、その用務の一部を総合サービスに委託するという形をとっておりますので、本市からの受託事業の中に入っているものと思われます。

【堀野委員長】 ありがとうございます。本市からの受託事業の売上げ割合は、何となく最近は増えているようには見受けられますけれども、その中の1つということで分かりました。ありがとうございます。

ほかはいよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【堀野委員長】 それでは、令和5年度経営評価に対する質疑応答については以上で終了といたします。

【水道局】 ありがとうございました。

【堀野委員長】 答申の取りまとめですけれども、こちらは特段問題ないということでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【上塚法人担当課長】 ありがとうございます。

(4) (株)大阪水道総合サービスの中期目標の期間の終了時の検討について

【堀野委員長】 それでは、続いての議題に移りますが、審議の都合上、議題の順番を入替えて、(4)株式会社大阪水道総合サービスの中期目標の期間の終了時の検討についてを次の議題とします。

それでは、続いての議題について事務局からご説明をお願いいたします。

【上塚法人担当課長】 ご説明いたします。

水道局において所管する外郭団体である株式会社大阪水道総合サービスに係る中期目標につきまして、目標期間が令和5年度で終了することから、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第16条第1項の規定に基づき、中期目標の期間の終了時の検討を行うに当たり、同条第2項の規定に基づき諮問いたします。

内容につきましては所管所属からご説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【堀野委員長】 それでは、所管所属からご説明をお願いいたします。

【水道局】 水道局企画課長の西原と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、資料に基づきまして説明させていただきます。

まず、タイトル「中期目標期間終了時の検討」という資料でございますが、こちらは様式1です。こちらで大阪水道総合サービスにつきましての中期目標ですが、こちらは先ほど説明したとおりでございますので、割愛させていただきます。

次の枠、中期目標の達成状況、こちらにつきましても、先ほど説明した技術支援事業と、それから研修事業、こちらの2事業に対して当局の中期目標を設定しておりました。こちらにつきましても、指標については全て達成ということになってございます。

これを受けて、所管所属の自己評価のところでございますが、指標Ⅰ、Ⅱとも目標値を達成しておりますし、いずれの事業につきましても、支援事業後の満足度についても、本市が行ったアンケート調査においても高い評価を受けておりますので、中期目標でめざしておりました、他の水道事業者から本市に対して支援の要請があった場合に、当該外郭団体を通じてその要請に応えることができる状態が実現できていると評価いたしました。

次の外郭団体の指定の必要性のところでございます。

これまでこの２事業、他都市への技術支援や研修事業については、今後も他都市からのニーズが続くため、大阪水道総合サービスと一緒に実施していきたいと考えております。ただし、これまで外郭団体監理として当局から指導・調整をしてきた結果、総合サービスが、もうこの２事業については自社の事業として主体的に実施することが可能であると団体も考えておりますし、当局もそのように判断いたしましたので、今後につきましては、外郭団体としての監理の必要性はないというふうに判断いたしました。

ただ、一方、当局の水道事業全体の課題という観点から、もう一度、今回、中期目標期間の終了時の検討ということで検討し直しておりますが、その中では、本市の水道事業の課題はたくさんございまして、その中から、いろんな経営戦略も定めながらいろいろ実施しておるところでございますが、特に職員の減少に対して、業務の委託により対応するという方針の下、検討してきたんですが、一部、今回、水道管等の維持管理業務を順次委託していくというものに対して、いろいろ検討を重ねてきたんですが、なかなか民間事業者が見つからないという中で、大阪水道総合サービスを、この事業を外郭団体監理の対象事業といたしまして監理していきたいというように局で方針を固めましたので、今回、この中では指定理由の変更ということで、新たな事業について指定をしていきたいというふうに考えております。

その辺りは、外郭団体の指定の必要性のところだけでは説明がしきれいていませんので、別途資料を用意しておりまして、別紙の資料をご覧くださいませでしょうか。「水道管等の維持管理業務への外郭団体活用について」というタイトルの資料でございます。こちらで説明をさせていただきます。

まず、１ページ目の水道事業の経営状況のところから、簡単になんですが説明させていただきますと、当局が行っている水道事業は、税金に頼らない独立採算の事業でございますが、その事業の収益の根幹となるのは、水道の供給に対しての水道料金の収入でございます。こちらが、この水需要が、節水意識の高まりですとか、今後は大阪市となれど人口

減少が見込まれていますので、収益は緩やかに減少していくという方向性でございます。

その一方、費用というのは水道施設や管路の維持管理等の経費ですが、管路等も老朽化しておりまして、その対策や巨大地震に備えた耐震化等も行っておりまして、それらには多額の事業費がかかることなどから、費用は増加していくという見込みでございます。そうしていくと、約10年後ぐらいをめどには、今は黒字なんですけど、赤字に陥るということも見込まれておりまして、そうなりますと、収益は料金収入しかほぼございませんので、水道料金の値上げをしたりとか、収支の改善を行いながら事業を継続していくということをしていかないといけないという、こういう状況でございます。

次のページをご覧ください。

こうした状況もございますので、水道局では、水道事業の10年間の経営戦略を立てまして、水道事業の課題に対して計画的に対応しているところでございますけれども、水道局の使命でございます安全で水道水の安定的な供給、これを維持するためには、その1つとしては、水道センターや浄水場といった現場の部門が行っている維持管理業務を委託化するなどして、効率的な業務体制を構築していかないといけないという方向性の下、取り組んでございます。

次のページは文字だけですので、その次のページの技能職員の人員推移というページを使って説明させていただきたいと思っておりますけれども、これまでも民間にできることは民間にという方針の下、直接公共が担うべき業務とそれ以外の業務に区分しまして、平成18年度以降は、現場作業を中心とした技能職はもう退職不補充といたしまして、業務の見直しや委託化で効率的な事業執行体制をつくってまいりました。

ただ、これまで平成18年から260人ほど技能職員削減の中、何とかやりくり、委託化等してきたんですけど、今後の減少に対しては、今担っている対象の業務が水道事業者としての判断を伴う行為を含んだ業務となりますので、例えば、水道センターというところにおきましては、水道管の維持管理業務がそれに該当するんですが、これらを担う職員が令和9年度当初からは担い手不足に陥るという状況にあるため、これは喫緊の課題として委託化の検討を進めてまいりました。

次のページが、水道管等の維持管理業務とは何かというところを簡単に説明した資料でございます。市内4か所、水道局の現場部門として水道センターがあるんですが、そこを拠点としまして職員が実施しているものでございまして、例えば水道管等の漏水調査、漏れていないかという調査とか、それから、道路には水道管だけでなく、ガス管とか

下水の管とか、いろんな管が埋まっているんですが、それらの埋設管も工事を行いますので、その調整ですとか、次のページのところにあるのは、水道管が破損した場合とか、その場合への緊急対応とか、これらのような業務が水道管等の維持管理業務となっております。

次のページなんですけれども、この水道管等の維持管理業務の委託化を検討してまいったところでございますが、昨年行った市場調査によりますと、ノウハウの不足とか、本市の事業ボリュームの大きさ、それから本市水道管等の維持管理の難易度から、現時点及び当面の間も実施できる民間主体は存在しないということが分かりました。

そうした中、一方、次のページにあるんですが、大阪水道総合サービスでございますが、もちろんこちらも現時点でそういった水道管の維持管理業務を受託できるという体制はございませんけれども、水道管の維持管理と関連性の深い業務を既に今やっておるということがあるのと、また、本市をはじめとした水道事業体の出身者が多数在籍しているということでございますので、こうしたことから、大阪水道総合サービスを外郭団体に指定して監理することで、水道管の維持管理業務、今直営でやっているもののノウハウの継承や受託体制の構築ということを共同で検討した上で、総合水道サービスに対して、徐々に業務の委託を行っていくということを考えてございます。

次の、外郭団体指定基準に沿った該当の可否は別の様式の方で説明させていただきますので、飛ばさせていただきますして、次の全体スケジュールというタイトルのところなんです。全体スケジュールについて簡単にまとめておるんですけれども、こういった水道管の維持管理業務はかなり大規模な業務でございますので、それと、また、我々の技能職員もまだ今存在してまして、徐々に退職に併せて減っていくということですので、減っていくときに持続するのに必要な業務量が出てきますので、それを段階的に委託化していくという考え方の下で、維持管理業務の中でも業務単位を切り出して、順次委託化していくということを考えております。

次のページ、11ページ、最後ですけれども、当面といたしましては、まずは管路の維持管理業務の中の一部の業務、管路保全業務というものですが、こちらの業務移管を考えておりまして、それに対して、外郭団体に対して、令和6年度中は、業務の範囲とかりスク分担とか受託体制など、受託計画を策定してもらおうというようなことを考えておりまして、順次行っていきたいというふうに考えております。

この資料で、1点、背景とかどのようなことを考えているか説明をさせていただきますし

た。

それでは、元の資料の、次の様式2というところにお戻りいただけますでしょうか。お聞きいただけますでしょうか。

今説明したような背景等を踏まえまして、今回、外郭団体の指定理由の変更を考えております。

1つ目のところが、今回、当該法人を通じて達成しようとしている本市の施策については、水道管等の維持管理でございます。

2の当該法人以外で達成できない理由のところにつきましては、規程の中の第1号アのうち（ア）実施することができる他の民間主体が見いだし難いことというふうにしておりまして、本市の水道管等の維持管理業務というのは、事業規模やその特性、局のスケジュール等がございますので、これらから、今、現時点で民間事業者を見いだすことは困難でございます。一方で、当該法人は現時点で受託できる体制はないものの、当該業務の関連業務や水道事業全般に関するノウハウを有しておりますので、外郭団体指定することで受託可能な法人になると考えております。

3番の法人に求める役割でございますが、本市が策定する計画に従って、人員体制の確保と業務のノウハウを継承しながら、徐々に業務量を拡大していくというふうに設定しております。

4番の本市による事業経営の指導及び調整の必要性については、現時点では、事業の採算性が確立されていない中で、本市の計画に基づき人員体制を先行して確保し、受託準備を行っていくには、本市による指導及び調整が必要であると考えております。

また、今のところでございますが、外郭団体監理以外の協定などの他の方法でできるかという、なかなかこういったような指導及び調整については限界があるというふうに考えてございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【堀野委員長】 ありがとうございました。

それでは、委員の皆様方からご意見、ご質問等があればお願いいたします。

【上崎委員】 2点ほどお伺いをしたいんですけれども、1点目は、様式2の項目の3番目の表現というか、日本語に関してお伺いしたいんですけれども、「現在本市が行っている水道管等の維持管理業務を」というふうに始まっているんですけれども、この「維持管理業務を」がどこにつながるのかというのが読み取れなかったです。文章を修正するとすれ

ば、「維持管理業務の受託量を」にすれば日本語として意味が通るのかなと思ったんですけども、その点いかがでしょうか。今、「維持管理業務を」で、この「を」がどこにつながるのかなというのが日本語として理解が十分にできなかったんですけども。

【水道局】 趣旨は、水道管等の維持管理業務、これを団体が徐々に業務量を拡大しながら行っていくということでございます。

【上崎委員】 維持管理業務の受託量を拡大するのではないんですか。

【水道局】 そうです。ですので、語尾のところで、徐々に受託量を拡大する。業務についてですね。かみ砕くと、本市が行っている水道管等の維持管理業務について、これを対象として、それを市の計画に従って徐々に受託をしていくということになります。

【上崎委員】 「について」に修正されるのであれば、まだ意味は通るかなと思いますけども、今のままの文章だとちょっとどうかなと思われそうですので、改めて検討していただければと思います。

もう1点は、今ご説明をお伺いしてしまして、今の時点だと、大阪水道総合サービスさんは大阪市の維持管理業務を受託できる体制にはなくて、それを少しずつ受託できるように整備していくというお話だったのかなというふうに理解をさせていただいたんですけども、ただ、そのシナリオどおりにうまく、そういった受託できる体制が構築できるのか、人材の確保などが十分できなくて、そういった体制が整わないおそれとかはないのかどうかということをお伺いしたいんですけども。

【水道局】 ご質問ありがとうございます。計画課長の相良と申します。

ご指摘のとおり、まず体制の確保、人ですね。それから、ノウハウの継承の、この質、量と質の両面が備わって初めてこの事業ができることになります。実は、この辺りは、今後、水道総合サービスさんとまた話をしながら、どういうふうな形で確保していくか、指導を整えるかというのは課題としては考えておりまして、その辺りも実は並行して今議論をしているところでございます。おっしゃるとおり、これができないと、やはり我々、令和9年度以降にある業務ができない、いわゆる持続可能な体制が確保できないことになりますので、そこはまだこれから先、議論していくところであるんですけども、なかなか明確に、それが絶対にここが課題でできないとかそういうことではなく、何とかできるような形で取り組んでいくということで、1度、そこも含めてこれから一緒にやっていきたいと、今そのような形で考えております。

【上崎委員】 私もこの委員にさせていただいて1年近くになるんですけども、ほかの

団体でも人材の確保にかなりご苦労されているところがあるので、かなり懸念はされるんですけれども、でも今の段階だと見通しは十分には立ってないということになりますでしょうか。

【水道局】 この間も団体と話は何度もさせていただきまして、団体としては、これを行う趣旨は、会社としてもすごく意義を感じております。ですので、前向きに何とか体制つくっていきましょうということで会社の方も考えておりますので、これは何とか、局としてもぜひ実現させないといけないというふうに、今そういった、会社ともその辺は、意識は、つくり上げるんだという方向には向いておりますので、今、確証はもちろんできないんですけれども、そちらについては何とか達成できるようにやっていけるんじゃないかというふうには考えております。

【上崎委員】 ありがとうございます。必要な業務かと思いますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

【佐藤委員】 委員の佐藤です。よろしくお願いいたします。

平成17年から令和5年で260名、大阪市の水道局の技能職員の方が退職されたということなんですけれども、その間、維持管理は、退職者の方を雇用延長のようなもので維持されてきたのですか。それとも、また、民間のところに頼まれて。今までは水道管の維持管理はどのようにされているのかというのをまず教えていただけますか。

【水道局】 ありがとうございます。この間、約260人が減っているということで、その間どうやって対応したのかと、そういった質問の趣旨かと思います。

実は、この間、我々、1つは業務の効率化ということで、例えば、水道センターという業務場所が4か所あったのと、もともと営業所という公共の場所も8か所ありまして、トータルで12か所で水道管のいろいろなものを維持管理等してきたんですが、実はそれらを統合しまして4か所に集約すると。そうすると、人の体制等も効率化ができて、少ない体制でできるということで、そういった部分で、業務の内容は変えずに、言ったら執務体制を効率化するというんですか、そのような形で対応してきたりですとか、あと、一部業務の委託化もしてきておりまして、例えば、宅地内といいますか、家の中の給水装置の修繕ですとか、そういったものは民でもできるであろうということで、そういった業務は委託化をしてということで、そういった形の工夫をする中で、何とか260人減る中において是对応ができてきたと。そのような形で進めてきたものでございます。

【佐藤委員】 ありがとうございました。

それで、今後ですけれども、総合サービスに水道管の維持管理を委託されるということですから、これは今大阪市がされている水道管維持管理を全部移すというような形なんですか。それとも一部移すというような形なんですか。

【水道局】 ありがとうございます。そこも実は、これから大きいところは検討になるんですが、基本的には全部をまずは考えております。ただ、事業の維持管理の計画を考えたりですとか、そういった部分でどうしても公共でやらなきゃいけない業務も一部残っているとは考えておまして、その辺りの線引きのところはこれから検討になるんですが、基本的には大半は出していきたいと、そういった趣旨で考えております。

【佐藤委員】 分かりました。最終目標は100%移動ということですね。その間ですけれども、今238名の方で順次退職されていけますけれども、やはりその中の一部は総合サービスに異動されたりとかしながら、プロパー社員を確保する過渡的なところというのが今想定されているのでしょうか。

【水道局】 ありがとうございます。おっしゃるとおりです。やはりノウハウの継承というところでいきますと、我々公共で持っている部分のところをうまく伝達しなきゃいけないので、そのところは総合サービスさんにうまく引き継ぎながら業務の体制を構築していく、質の充実を図っていくということになりまして、細かな手法というんですか、そのところはこれから3年かけて検討していくことになってますが、おっしゃっていただいたとおり、我々のノウハウをうまく伝えていかなきゃいけないので、そこは過渡期と思われながら、しっかりと総合サービスさんの質を整えていくという、そのような形で考えております。

【佐藤委員】 ありがとうございます。

最後の質問ですけれども、水道局では、そういう技術職員は、新入社員というか、退職でどんどんと減っていくという想定でいかれるのか、一定の技術を理解して委託業務を指示できるようなノウハウは維持していかれるという考えでよろしいのでしょうか。

【水道局】 ありがとうございます。まさに今言っていたいただいたとおり、技術職という部分でいくと、今言ったような計画を立案したり企画したりですとか、あと業者の監督、そういった部分の業務はやはり直営でやっていかなきゃいけない、公共でやるべき業務として、そのところは技術職につきましては、これまでも、またこれから先も採用しながらしっかりと技術を公共として持っておきたいと、そういうふうに考えております。

【佐藤委員】 管路の古い割合がかなり他の市と比べて高いので、難易度の高い水道局

の事業だと思うんですけども、ぜひ慎重にというか、移動していただければと思います。

【水道局】 ありがとうございました。

【小林委員】 委員の小林です。

水道事業は、ほかの事業と異なりまして、市民の生命であったり健康であったりに直結する事業だと思いますので、移譲がうまくいきませんでしたでは済まないと思うんですけども、もし移譲が後ろ倒しになってしまうというようなことも考えられるかと思うんですけども、その際のセカンドプランといいますか、水道局本体の技術職の方を今の計画、維持ということに加えて、増やす必要があったりとか、そういうことも計画といいますか、前提といいますか、プランはセカンドプランとしておありなのかということをお聞きしたいと思います。

【水道局】 ご質問ありがとうございます。もちろん、水道管の維持管理業務、非常に大事な業務なので、担い手がいないという状況はつくってはいけないものでございますので、今のところにつきましては、もともとそういう現場作業を中心に採用していた職種はもう採用しませんけれども、それ以外の事務職、技術職は引き続いて採用していきますので、もしそういった何かトラブルがあった場合には、今いる職員でどう対応できるのかも含めて、いろいろ柔軟にももちろん考えていくつもりではございますので、その辺り、何か問題が起こったときも、事業についてはきっちり持続できるようにしていきたいと考えております。

【小林委員】 ありがとうございます。

【村田委員】 委員の村田です。

今の質問にも関連しますが、民でできることを民に任すということは、市場性があるって、それによって原価が低減するとか、コストが削減するとか、そういったメリットを求めて民にできることは民に移すということは1つの方策だと思うんですけども、今、検討されている業務について、市場性がないというものをあえて、公共性の問題もありますけども、そういった事業を民にあえて移管していくということの経済的な合理性とか、こういったところが効率がよくなるんだとか、そういった点があれば教えていただきたいんです。

【水道局】 ありがとうございます。委員おっしゃるとおり、もちろん、民にできるということを今、民ではもちろんノウハウ活用とかコスト面のメリットがあるからというこ

とでやるという、その考え方については同じでございます。今回の業務につきましては、確かに今時点ではなかなか民の市場はないんですが、水道界全体を見渡しますと、どの自治体も水道の職員は減ってきて、自分たちではどうしてもできないという状況がもう既にちっちゃいところに出てきていまして、そうした中ではどうしても、逆に民間の市場をつくらないと事業は持続できないというような水道界全体の方向性的にはそういった業務だと考えております。

ですので、確かに大きな事業体は、なかなか民間もリスクの判断とかができませんので、今時点ではちゅうちょされているというのが実態だと思うんですけども、方向性的には、水道界全体、民間事業者を含めてやっていかないといけないという方向の下、今後、どちらかという我々がその市場をつくっていかねばならない、見本を見せないとできていかないんじゃないかという考えの下、そういった中ではそういった市場をつくる時にふさわしいパートナーが今回の水道総合サービスでございまして、せっかく100%出資している団体でございますので、ノウハウもあるので、そこを使ってまずこういった民間市場って市場性があるんですよということをつくっていった上で、そうすると多分、並行してほかの大都市の事業も同じようなことは考えていると聞いているので、そういった中で市場が出てくると。そうすると、経済的な合理性とかも出るような事業に育っていくというふうに考えておりまして、今回、確かに民は今のところは市場はないんですが、今回、ただ、水道事業者としては、この事業は民でもできるというふうに判断しまして、今回こういった委託を進めるという考え方に立ったものでございます。

【村田委員】 分かりました。ありがとうございます。非常に水道業界全体として大変な問題に今あるということを理解しました。ありがとうございます。

【堀野委員長】 それでは、委員の堀野からも質問させていただきますが、現状この水道総合サービスは、他都市からの受託事業と本市からの受託事業ということで、事業としては行っているという状況で、そこに加えて水道管の維持管理業務を新たに受託していくということかと思うんですが、そうすると、人の問題も当然なんですけれども、新たに余剰、余力といいますか、そういうことは今ある状態なんでしょうか。人を移管していく想定もあるのかなとは思ったんですけど、大阪市から移管していくということも想定されているのかなと思ったんですけども、その辺りはどういうふうにお考えなんでしょうか。

【水道局】 現時点では、総合サービスでやっている業務で手いっぱいございまして、そんなに余力がたくさんあるわけではございません。ですので、今回、この業務を受ける

ということは、新たにその体制を会社としてもつくっていかないといけないという状況でございまして、人の確保の仕方も含めて、いろんなやり方はあると思うんです。総合サービスはもちろん核となって担ってもらうんですけれども、どういうふうに体制を構築するかというのは、それこそ民の工夫、余地もあるのではないかと考えていますので、その辺りが、これから来年度から検討の中でどういった、要はメンバーも含めてですけれども、でやっていけば実現できるのかということを含めて考えていくことにはなります。

以上でございます。

【堀野委員長】 先ほども具体的には今後の調整ということでしたので、その辺りも今後検討ということで、ただ、余力が今あるものではないけれども、受皿としては、ある意味ここしかないという、そういうご趣旨でしょうかね。

【水道局】 はい。

【堀野委員長】 分かりました。

それと1点、もともとの、従前といいますか、今の指定理由の関係で言いますと、他都市の支援の業務ということが目標にあったわけですが、それについては、先ほどのご説明だと、それ自体を目標にする必要はないと。市からの委託契約での契約上の受託者としての監督ということで足りるという、そういうご説明と理解したんですけれども、これは従前どおり他都市の支援業務は継続をしていくという、そういうことになるのでしょうか。

【水道局】 現時点では、他都市から引き続いて支援してほしいという要請がございしますので、他都市から本市への依頼がありましたら、他都市と本市で契約しまして、それを本市が総合サービスに委託契約という形で実施してもらうということを考えてございます。

【堀野委員長】 ありがとうございます。分かりました。

そのほかはよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【堀野委員長】 それでは、質疑応答については以上で終了といたします。

【水道局】 ありがとうございました。

【堀野委員長】 こちらについては答申の対象ですけれども、これは結局、終了時の検討という、この様式1と変更と両方が対象になるんですね、諮問としては。

【上塚法人担当課長】 はい。

【堀野委員長】 そうすると、まずは終了時の検討ということで、でも同じ話なんですかね。最後の必要性というところ、指定の必要性というところに検討結果としては落ち着

くので、答申の対象としては、この必要性というところを判断するということです。

【上塚法人担当課長】 そうですね。

【堀野委員長】 継続してということで、ここはよろしいでしょうね。

理由についても理由が変更ということになっておりますけれども、ここも問題ないというか、いいのかなと思いますけど、よろしいでしょうか。

【小林委員】 追加されたということですね。

【堀野委員長】 追加というか、変更になっているんですよね、もう完全に。

【上塚法人担当課長】 追加というか、まるで変更になります。

【佐藤委員】 従来からの受託業務は継続というか、研修事業、技術支援事業はそのまま継続ということでしょうか。

【上塚法人担当課長】 それはそれとして継続するんですけれども、外郭団体として指定して、その枠組の中で監理していく必要がもはやないので。

【佐藤委員】 ないと。これに代わってということ。

【上塚法人担当課長】 はい。

【堀野委員長】 特に何か追加で指摘とかはよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【堀野委員長】 じゃ、意見としては問題なしと、同意ということで。

【上塚法人担当課長】 ありがとうございます。

(3) 大阪市住宅供給公社の令和5年度経営評価（対象事業活動の実績）について

【堀野委員長】 それでは、続いての議題について事務局からご説明をお願いいたします。

【上塚法人担当課長】 ご説明いたします。

都市整備局において所管する外郭団体である大阪市住宅供給公社の令和5年度経営評価（対象事業活動の実績）について、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例第7条第4項の規定に基づき諮問いたします。

内容につきましては所管所属からご説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【堀野委員長】 それでは、所管所属からお願いいたします。

【都市整備局】 都市整備局企画部住宅政策課長の小原でございます。よろしくお願い

いたします。

それでは、大阪市住宅供給公社の令和5年度事業経営評価についてご説明いたします。

最初に様式1の中期目標を説明した後に、様式2の取組1と2の分野ごとの評価を説明し、最後に様式1に戻って、中期目標の期間を通じた総合的な評価を説明するという順でご説明をさせていただきます。

まず、様式1の中期目標でございますが、(1)の団体の事業経営を通じて達成しようとする本市の行政目標は、子育て世帯をはじめとする中堅層向けの比較的規模の大きい良質な賃貸住宅を適正な賃料で供給することにより、中堅層の市内居住を促進すること。

(2)の中期目標の期間は、令和2年4月1日から令和6年3月31日まで。

(3)の期間終了時に(1)によって実現しようとしている状態は、公社賃貸住宅ストックが、子育て世帯をはじめとする中堅層の居住ニーズに沿って活用されている状態でございます。

次に、2ページの様式2に参りまして、まず取組1についてご説明いたします。

中期計画に定めております団体が期間中に取り組む具体的な内容の1つ目は、子育て世帯をはじめとする中堅層の居住ニーズに対応した住戸改修の実施でございます。

中期計画の達成状況ですが、指標は公社賃貸住宅のうち中堅層の居住ニーズに対応している住戸の割合としており、具体的な取組内容は、和室二間続きの住戸タイプの仕様変更やリノベーションによる間取りの変更、令和3年度からは、子供の安全に配慮した仕様変更の住戸改修を加え、対象住戸において入居者が退去し、空き住戸となったタイミングで、令和2年度は15戸、3年度は44戸、4年度は25戸、5年度10戸の合計94戸の住戸改修を実施いたしました。

その結果、上の表のとおり、最終年度に当たります令和5年度の目標値89%に対して、実績値は88.8%、進捗率は99.8%となっております。

中ほどの外郭団体の自己評価ですが、指標の達成状況はBの「指標全部未達成」、中期計画の目標達成状況はウの「未達成」としており、評価の内容といたしましては、改修対象住戸における退去戸数が想定よりも17戸少なかったことから、実績値が目標値を0.2ポイント下回り、目標未達成となりましたが、退去後の速やかな改修に努めた結果、退去戸数に対する改修実績の割合は92%と、計画時の82%を上回っており、中堅層の居住ニーズに対応した住戸の提供ができたとしております。

下の市の審査の欄でございますが、目標達成状況はウの「未達成」、中期目標に対する取

組の有効性はAの「有効だった」としております。

外郭団体の自己評価に対する審査結果は、改修の実績値が目標値を下回ったため、中期計画の目標を未達成とする団体の自己評価は妥当としているものの、未達成の原因は、全期間を通じての退居戸数が想定よりも少なかったという外的要因によるものであり、一方で、退去戸数に対する改修が計画時を上回る割合で実施されているということから、中堅層の居住ニーズに対応した住戸の提供ができたとする団体の自己評価は妥当なものと考えております。

中期目標達成の視点から見た審査結果といたしましては、中堅層の居住ニーズに対応した住戸の割合が、令和元年度計画時の84.6%から88.8%まで上昇しており、退去戸数が想定よりも少なかったため目標達成には至らなかったものの、公社賃貸住宅ストックが中堅層の居住ニーズに沿って着実に改修されていると認められるため、団体の取組は中期目標の達成に向けて有効であったと考えております。

次に、3ページの取組2についてご説明をいたします。

具体的な内容の2つ目は、積極的な情報発信等による中堅層の入居促進策の実施でございます。

中期計画の達成状況ですが、指標は公社賃貸住宅の新規入居世帯に占める中堅層の割合としておりまして、具体的な取組内容は、中堅層に募集情報が届くよう、スーモ、ホームズといった民間不動産ポータルサイトなどの利用頻度の高いインターネット情報を活用した広告活動を行うとともに、子育て関連施設等に対するパンフレットの配架や、子育て世帯向け情報誌への広告活動、新婚・子育て世帯や若年世帯に向けた家賃キャッシュバックキャンペーン、子育て世帯が利用しやすい家賃補助制度の見直しなどを実施いたしました。

これらの取組の結果、実績としては、上の表のとおり、目標を上回る年度もあったものの、最終年に当たる令和5年度の実績値としては、目標値を下回る結果となりました。

中ほどの外郭団体の自己評価ですが、指標の達成状況はBの「指標全部未達成」、中期計画の目標達成状況はウの「未達成」といたしておりまして、中期計画期間の達成状況については、様々な対策を講じて中堅層の入居促進に取り組んだものの、高齢者の入居が想定よりも多く、全計画期間を通じた実績値は89%となり、結果として目標は未達成となりましたが、インターネット情報を活用した広告活動を強化するなどして、令和元年度の高い水準をおおむね維持できていることから、効果的な入居促進策が実施できたものと考えております。

下の市の審査ですが、目標達成状況はウの「未達成」、取組の有効性はAの「有効だった」としております。

外郭団体の自己評価に対する審査結果は、全計画期間を通じた実績値が89%と目標を1ポイント下回ったため、中期計画の目標を未達成とする公社の自己評価は妥当である。一方で、未達成の原因は、高齢者による入居が想定よりも多かったことによるもので、インターネット情報を活用した広告活動などの効果的な入居促進策を実施してきたとする団体の自己評価は妥当なものと考えております。

目標達成の視点から見た審査結果は、新規入居世帯に占める中堅層の割合は、目標の90%をおおむね維持できており、公社賃貸住宅ストックが中堅層の居住ニーズに沿って活用されていると認められるため、団体の取組は中期目標の達成に向けて有効であったと考えております。

最後に、1ページの様式1に戻っていただきまして、中期目標の期間を通じた総合的な評価についてご説明をいたします。

外郭団体の自己評価ですが、最終目標達成状況は、取組1、2とも指標未達成であったことから、ウの「未達成」としております。

団体の総合的な評価は、退去戸数が想定よりも少なかったため目標値には達しなかったものの、退去戸数の92%に当たる94戸の改修を計画時を上回るペースで完了しており、中堅層の居住ニーズに対応した住戸改修の取組を着実に進められたとしております。また、新規入居世帯に占める中堅層の割合は、計画期間中に令和元年度の水準である90%に僅かに及ばない年があったものの、公社賃貸住宅ストックが中堅層の居住ニーズに沿って活用されている状態はおおむね維持できたとしております。

市の総合評価につきましては、これまでご説明したとおり、中期目標の趣旨に沿って公社賃貸住宅ストックが中堅層の居住ニーズに沿って活用されている状態にあると評価いたしております。

ご説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【堀野委員長】 ありがとうございました。

それでは、委員の皆様方からご意見、ご質問等があればお願いいたします。

【村田委員】 委員の村田です。よろしくお願いいたします。

中期目標の（1）について教えていただきたいんですけども、比較的規模の大きい良質な賃貸住宅というふうに書いておりますけども、比較的規模の大きいというのは、住戸

の数なのか、専有面積のことなのか、何を示しているのでしょうか。

【都市整備局】 中堅層の子育て世帯の方とか、これから子供さんをそこで育てられる方に使っていただきやすい、1戸当たりの専有面積が比較的大きいものを想定しております。

【村田委員】 分かりました。従来からある部屋をリフォームするということで、リフォームすることだけでは専有面積は増えないと思うんですけども、例えば2区画を1区画にするとか、そういったことで専有面積を増やすというような施策になっているのでしょうか。

【都市整備局】 もともと平成の初期ぐらいから中堅層向けの住宅を供給してきておりましたので、比較的規模の大きいものは既に公社のストックとしてございます。ただ、当時と今では、子育て世帯の方が望まれる間取りへのニーズが変わってきていますので、1戸は1戸として、和室を洋室に変えとか、リビングの隣にあった和室をLDKとして一体化するとか、そのように住戸の中で間取りを変えることで対応しているということでございます。

【村田委員】 分かりました。

最近、在宅勤務の関係もあって、ファミリー層の専有面積のニーズが広がっていった傾向はあると思うんですけども、それにも十分対応できるということですか。

【都市整備局】 コロナ禍で家にいる時間が長いということもあり、これまでは個室をLDK化する方がいいと考えていたのですが、在宅勤務へのニーズの声を聞くと、逆に間取りとしては区切られた空間が必要で、個室があった方がいいんだという声も聞こえてきますので、そのようなニーズを丁寧に酌み取って、ただし、例えば感電防止のコンセントにするとか、ドアクロージャーをつけるとか、子供の安全性にも配慮した改修メニューを用意することで、中堅層のニーズを丁寧に拾いながら、どんな改修が的確かというのを住戸ごとに把握して改修をしているというのが現状でございます。

【村田委員】 分かりました。ありがとうございます。

【堀野委員長】 ほかは。

【上崎委員】 委員の上崎と申します。

ほかの外郭団体にも同じような趣旨のことをお伝えしたんですけれども、中期目標の(3)の表現の仕方ですかね。今の中期目標の表現だと、公共賃貸住宅ストックが活用されているということで、ストックが活用されていればいようにも読めてしまうんですけれども、

ストックが活用されていること自体が狙いではなくて、やはり実際にそこで住んで暮らしておられる方にこうなってもらいたいというふうな表現の方が恐らく望ましいので、主語としては「子育て世帯をはじめとする中堅層が」というふうな表現に直していただくというのは可能でしょうか。もちろん私の意見が適切でない可能性もありますので、検討していただいた結果、修正なしということでも構わないですけども、次回の中期目標を設定される際にはそういったことも念頭に置いていただければと思います。

【都市整備局】 参考にさせていただきます。

【堀野委員長】 ほかはよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【堀野委員長】 それでは、質疑応答については以上で終了とさせていただきます。

事業経営評価としての諮問については、特段この結論、ウということで、同意ということとでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【上塚法人担当課長】 ありがとうございます。

(5) 大阪市住宅供給公社の中期目標の期間の終了時の検討について

【堀野委員長】 それでは、続いての議題について事務局からご説明をお願いいたします。

【上塚法人担当課長】 ご説明いたします。

都市整備局において所管する外郭団体である大阪市住宅供給公社に係る中期目標につきまして、目標期間が令和5年度で終了することから、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第16条第1項の規定に基づき、中期目標の期間の終了時の検討を行うに当たり、同条第2項の規定に基づき諮問いたします。

内容につきましては所管所属からご説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【堀野委員長】 それでは、所管所属からご説明をお願いいたします。

【都市整備局】 都市整備局の小原でございます。

それでは、大阪市住宅供給公社に係る中期目標期間終了時の検討についてご説明をいたします。

中期目標と中期目標達成状況につきましては、先ほどの事業経営評価と内容が重複しま

すので、説明を省略させていただきまして、資料中ほどの所管所属の自己評価の欄以降についてご説明いたします。

先ほどもご説明したとおり、指標の達成状況はBの「全部未達成」、また、中期目標の達成状況はウの「未達成」といたしておりますが、施策の達成状況といたしましては、中堅層の居住ニーズに沿って公社賃貸住宅ストックが活用されている状態を実現できたと評価をしております。

次に、外郭団体の指定の必要性についてご説明をいたします。

まず、団体に求める役割に係る社会の環境変化等でございますが、大阪市住宅供給公社につきましては、平成17年度に策定した経営改善プログラムに基づきまして、計画的な経営改善を継続的に実施してまいりましたが、同プログラムにおける課題はおおむね解消し、公社の経営状況が改善されたということから、令和3年度と4年度の2年間で本市の住宅施策において公社が担うべき役割と、それを果たすための経営形態についてどのようにあるべきかを検討し、令和5年3月に「公社の今後のあり方報告書」として取りまとめをいたしました。

今後の在り方としては、地方住宅供給公社として継続し、本市住宅施策における役割を果たしていくことが市民の受益と負担の観点から最も適切であるとの方向性を示したところでございます。

この報告書において、本市住宅施策を推進する上での課題として、中堅層が市外に転出する傾向は依然として続いているということが挙げられております。本市と同様に人口が増えている周辺都市と比べましても、子育て世帯や30代、40代の転出傾向が顕著であり、このような状況が続くと、地域コミュニティの維持も難しく、都市活力を失っていくことが懸念されますので、活力あるまちづくりを進めていくためにも、子育て世帯をはじめとした中堅層の市内居住をより一層促進していく必要がございます。

一方で、市内に供給されている中堅層向けの適正な規模・家賃の民間賃貸住宅ストックの状況を見ますと、古いものを中心に間取りや仕様、設備水準等が現在の居住ニーズに合っていないものがあり、新規供給されるものにつきましても、広さや設備水準等が中堅層のニーズに合ったものが供給されにくい状況にございまして、今後もその状況は続く予想されますので、引き続き中堅層向けの住宅ストックを新婚・子育て世帯等の居住ニーズに対応した住宅として活用していくことが求められます。

こうした本市住宅施策を取り巻く状況を踏まえ、団体に求める役割欄にございますよう

に、公社には引き続き自ら保有する賃貸住宅ストックを適切に維持管理して、中堅層向けの比較的規模の大きい良質な賃貸住宅として、適正な賃料で将来にわたり安定的かつ継続的に供給することを求めてまいります。

以上のことから、外郭団体の指定の必要性はAの「継続して指定」、指定理由の変更の有無はイの「無」、また、講ずる措置の内容といたしまして、次期中期目標の制定後に公社が作成する中期計画に係る協議を行うことといたしております。

続いて、様式2の外郭団体の指定理由の変更につきましては、特に指定理由の追加や変更はございませんので、変更の有無欄は全部「無」としてありますが、文言を一部修正している箇所についてご説明いたします。

まず、3の欄ですが、今回「公社賃貸住宅ストック」を修正した箇所につきましては、これまでは「既存の住宅ストック」と記載しておりましたが、ストックと既存の意味が重複すること、また、この役割にもあるとおり、公社には主要事業である公社賃貸住宅管理事業の着実な実行を求めているということを明確にすることから、今回の文言修正を行ったところでございます。

4のアの欄ですが、収益力の高い単身向けの小規模住宅を供給する傾向の強い事業者の属性を明確にして、公的事業者と対比するために「民間」という文言を追加いたしました。

4のイの欄ですが、これまでは「株主」としておりましたが、公社は地方住宅供給公社法に基づく団体であるため、「公社法上の設立団体」で文言を修正したところでございます。

ご説明は以上です。よろしくお願いいたします。

【堀野委員長】 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方からご意見、ご質問等があればお願いいたします。

特段よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【堀野委員長】 それでは、質疑応答については以上で終了といたします。

こちらも答申ですけど、同意ということでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

【上塚法人担当課長】 ありがとうございます。

先ほどの水道の中期目標期間の終了時の検討のところで、上崎先生から日本語の表現についてご指摘がございましたけれども、答申上は妥当ということで頂いておいて、こういう趣旨の日本語ですということで所管所属から説明がございましたので、その部分の修正

をするということを前提に、妥当というような答申を頂くという形でよろしいでしょうか。

【上崎委員】 手続的にややこしくなるようでしたら、そういう趣旨でということで構わないかと思います。

【堀野委員長】 確かにこれ、何か主語がよく分からないのは、確かにそういう文章になって、「を」が2回続いてきちゃうので、何の受託料なのかが分からないというのは上崎先生おっしゃるとおりだと思いますね。

【上塚法人担当課長】 所管所属からご説明の中で、水道管等の維持管理業務についてということでという説明もございましたので、そこを修正するということを前提にというのは、また事務局から申し伝えますけれども、もしそれでよろしければ。

【堀野委員長】 はい、そうしていただければ。

【上塚法人担当課長】 ありがとうございます。

【堀野委員長】 本日予定している議題は以上となります。

それでは、これをもちまして本日の外郭団体評価委員会を終了いたします。ありがとうございました。

—— 了 ——